8. 参考資料

8-1 検討経緯

○委員会の組織体系

都市計画公園・緑地(市町村公園) 見直し検討委員会 学識者・有識者等 都市計画協会事務局 P T ◆視点 ◆市町村 •造園、緑地計画 豊中市 都市計画推進部都市計画室 ·都市計画 環境部公園みどり推進課 •防災 吹田市 都市整備部都市整備室 道路公園部道路公園企画室 ·社会福祉 ·住生活環境 枚方市 都市整備部都市計画課 土木部公園みどり課 •社会経済的価値 •建築制限等 寝屋川市 まち政策部都市計画室 •行政 まち建設部公園緑地課 大東市 街づくり部都市政策課 街づくり部水とみどり課 岸和田市 まちづくり推進部都市計画課 建設部公園街路課 泉南市 都市整備部都市計画課

○委員名簿

◆委員長 増田 昇 (大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科教授)

◆委 員 ○学識経験者、有権者等

赤津 加奈美(弁護士 赤津法律事務所)

伊藤 嘉余子(大阪府立大学人間社会学部社会福祉学科 准教授)

◆大阪府

岡 絵理子(関西大学環境都市工学部建築学科 准教授)

嘉名 光市(大阪市立大学大学院工学研究科 准教授)

多々納 裕一(京都大学防災研究所 教授)

西村 多嘉子(大阪商業大学総合経営学部 教授)

○行政代表

谷口 信夫(寝屋川市まち建設部長)

梶山 善弘(大阪府環境農林水産部副理事)

(五十音順 敬称略)

都市整備部 総合計画課、公園課

○検討の経緯

平成 24 年 5 月 29 日 大阪府都市計画協会総会

・都市計画公園・緑地(市町村公園)見直し検討委員会の設置に ついて承認

7月2日 第1回都市計画公園・緑地(市町村公園)見直し検討委員会

- 委員会の設置目的
- ・策定までのスケジュール(案)
- ・委員会における主な論点(案)
- ・都市計画公園・緑地(市町村公園)の現状と課題

9月24日 第2回都市計画公園・緑地(市町村公園)見直し検討委員会

- ・会議の運営方法について
- ・対象公園と区域の定義
- ・住区基幹公園の必要機能(案)

11月21日 第3回都市計画公園・緑地(市町村公園)見直し検討委員会

- ・見直し検討フロー(案)について
- ・ケーススタディによる見直し検討フロー(案)の検証
- ・「府営公園見直しの基本方針」適用可否のケーススタディ

12月11日 委員現地視察

~ **13 日** ・ 第 **4** 回委員会でケーススタディを提示する **3** 公園の現地視察

12月20日 市町村意見照会

~28日

平成 25 年 1月 24日 第4回都市計画公園・緑地(市町村公園)見直し検討委員会

- ・「府営公園見直しの基本方針」適用可否のケーススタディ(再検証)
- ・見直し検討フローおよび評価カルテ(案)
- ・住区基幹公園のケーススタディ
- ・市町村との意見交換

3月28日 第5回都市計画公園・緑地(市町村公園)見直し検討委員会

・都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方(素案)について

4月9日 市町村意見照会

~16日 ·都市計画公園・緑地 (市町村公園) 見直しの基本的な考え方 (案) について

4月22日 パブリックコメント

~5月22日

6月3日 大阪府都市計画協会に報告

・「都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方」 策定、公表

参考 URL 都市計画公園・緑地(市町村公園)の見直しについて

http://www.pref.osaka.jp/sokei/shityosonkouen/index.html

都市計画公園・緑地(府営公園)の見直しについて

http://www.pref.osaka.jp/sokei/kouenryokutiminaoshi/index.html

※資料は府営公園見直し基本方針検討時のケーススタディで、最終のカルテ形式と は異なります。

その他資料 府営公園見直し基本方針「評価カルテ作成マニュアル(案)」

※詳細は、大阪府総合計画課施設計画グループにお問合せください。

8-2 評価カルテ(住区基幹公園等) ◆諸元

【必要性評価カルテ】

〇〇公園

▼商儿			
公園名称	○○公園	用途地域	
公園種別		土地利用規制	
計画決定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	現況の土地利用	
計画面積	ha	市街地状況	一般市街地 or 密集市街地
開設面積	ha	(市街地係数等)	(0.00)
事業認可面積	ha	不燃領域率等	0.0%
未着手面積	ha	建築制限の状況	
(うち市街化調整区域)	(ha)	みどりの目標値	
誘致圏域内人口	人		
誘致圏域内将来人口	人	誘致圏域内の 類似の社会資本	
誘致圏域の高齢化率	%	規模が任玄貞本	
その他	(計画決定当初からの社会情勢	の変化や地元のニーズ等	:、特記事項を記載)

上位計画の位置づけ(関連する記述を記載)
市町村総合計画・・・
市町村都市計画マスタープラン・・・
・市町村緑の基本計画・・・
市町村景観計画・・・
·地域防災計画···
・その他関連計画・・・
都市計画を定めた理由(当初求められていた機能)
最新の施設計画内容

必要性 必要性 一次評価:開設区域も含めた評価。公園そのものの必要機能について評価する 低い 高い 二次評価:本公園の必要機能について、開設区域の充足度を確認し、未着手区域の必要性を評価する

	項目	機能			一次評価 <u>(未着手公園は一次評価のみで0K)</u>			二次評価 <u>(一次評価で必要性が高い項目(YES</u>	()のみ評価	<u>#)</u>	評価理由(※必須)	総合評価
	クロ	15X HE			評価内容	評	価	評価内容	評	平価	叮问在山(小少点)	でいローコー
			避難地	1-1	住民の避難場所(一次避難地、一時避難場所)等として必要か	YES	NO	左記の内容について開設区域ですでに機能が充足しているか	YES		市町村防災計画等の位置づけ 必要面積に満たない場合は不足面積を算出する	
		防災	延焼危険度	1-2	周辺に延焼危険度(不燃領域率(耐火率、空地率)、木防建ペい率、消防活動困難区域等)の 高い地域があるか	YES	NO	n .	YES	NO §	災害危険度判定調査手引き(平成14年3月大阪府)参照	
		M) X	避難危険度	1-3	周辺に木造住宅密集地域など、避難危険度(道路閉塞確率、一次避難困難区域等)の高い地域があるか	YES	NO	ıı	YES	NO	и	
	存在効果		避難路等	1-4	避難路、避難地として活用可能か(施設内容も考慮。修景池等は不可)	YES	NO	u.	YES	NO		
		環境	熱環境	2-1	新たな緑陰空間(クールスポット)の創出や、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するものか	YES	NO	"	YES	NO		
		*****	自然的環境	2-2	生き物の生息・生育空間や移動空間の保全・創出に寄与するものか	YES	NO	n .	YES	NO		
		景観	住生活環境	3-1	周辺の住生活環境の向上に必要なものか	YES	NO	"	YES	NO		
		京歓	歴史·文化		公園区域内に地域の歴史・文化等守るべき景観があるか	YES	NO	"	YES	NO		
a.			遊び場 提供等	4-1	近隣住民の遊び場提供(児童遊戯場)や健康増進(健康遊具)等、地域の需要に寄与するものか	YES	NO	ıı .	YES	NO ±	也域需要の把握は、住民意向調査や地元要望等による	
どりの			スポ-ツ レクリエ-ション	4-2	近隣住民のスポーツ・レクリエーション等を目的としたものであり、地域需要に貢献するものか	YES	NO	n .	YES	NO	街区公園の場合は【4-3】に進む	
効果	効 果 利用効果	₽	憩い癒し	4-3	憩いや癒し効果を目的としたものであり、対象公園の整備は、圏域の少子高齢化動向や利用者 層の傾向に対応した施設(遊歩道、休憩施設等)として、地域需要に貢献するものか	YES	NO	n	YES	NO		
			自然的景観 鑑賞	4-4	花木や樹林地等の自然的景観の鑑賞等、自然景観が少ない周辺地域の需要に貢献するものか	YES	NO	ıı .	YES	NO		
			動向	4-5	現在の施設計画は、住民のニーズや社会経済情勢の変化において方向性の転換は必要か	YES	NO			‡	伝換が必要な場合は、転換後の施設計画内容で評価を行う	
				5-1	圏域の福祉施設入所者や高齢者等の心身の健康増進や生きがいづくりに貢献するものか	YES	NO	左記の内容について開設区域ですでに機能が充足しているか	YES	NO	前区公園の場合は【5-3】に進む	
			福祉	5-2	自然とのふれあいの場提供など環境教育フィールドとしての整備に貢献するものか	YES	NO	II.	YES	NO	前区公園の場合は【5-3】に進む	
	媒体効果	Ł	教育 交流 コミュニティ	5-3	地域住民(子育て世代や高齢者等)のコミュニケーションの場として、地域の需要に寄与するものか	YES	NO	"	YES	NO		
			等	5-4	市民活動等を活性化するため必要なものか	YES	NO	II .	YES	NO		
				5-5	防犯や地域防災力の向上や地域コミュニティ活動の活性化に必要なものか	YES	NO	II.	YES	NO		
			配置	6- 1	公園区域は津波や浸水、土砂災害など自然災害の危険度が高い区域に位置するか	YES	NO	ıı .	YES		未着手区域の現況が比較的人口が集中している用途の場合は公園整備の必要性が高いと判 所する	
			市街地形成	6-2	未着手区域の都市計画を廃止することで市街地のスプロール化や環境低下を誘発する恐れがあるか	YES	NO					
	都市計画上の確	窜認	周辺環境の 変化	6-3	隣接する都市計画道路が廃止されるなど周辺の都市計画見直しの動向があり、その場合にも本 公園緑地の必要性は低下しないか	YES	NO					
			都市計画		本公園を利活用した市街地再整備等の計画があるか	YES	NO	左記の内容について開設区域ですでに機能が充足しているか	YES	NO		
			上位計画等	6-5	上位計画や関連計画等との整合を図るために必要なものか	YES	NO	"	YES	NO		

◆その他確認(※都市計画公園·緑地の必要性の高低に起因するものではない項目)

項目	確認内容	評	価	評価理由	総合評価
配置計画	7-1 本公園の誘致圏域は、他の開設済みの都市計画公園の誘致圏域と重複しているか	YES	NO		
市街地形成	7-2 未着手区域を見直した場合、道路の移設など公園を取り巻く周辺市街地との整合を図る必要性があるか	YES	NO		
建築制限の状況	7-3 未着手区域内の建築構造は圏域内の他の建築構造に比して著しく制限がかかっている状況か	YES	NO		
 公園種別変更の要否	7-4 必要性評価(1-1~6-5)を踏まえ、都市計画公園種別の変更は必要か	YES	NO		

【代替機能評価カルテ】 ◆諸元

公園名称	〇〇公園	用途地域	
公園種別		土地利用規制	
計画決定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	現況の土地利用	
計画面積	ha	市街地状況	一般市街地 or 密集市街地
開設面積	ha	(市街地係数等)	(0.00)
事業認可面積	ha	不燃領域率等	0.0%
未着手面積	ha	建築制限の状況	
(うち市街化調整区域)	(ha)	みどりの目標値	
誘致圏域内人口	人		
誘致圏域内将来人口	人	誘致圏域内の 類似の社会資本	
誘致圏域の高齢化率	%	A KOVILA OT	
その他	(計画決定当初からの社会情勢	の変化や地元のニーズ等	、特記事項を記載)

◆代替機能評価

	項目機能		N. T. I	代替機能評価					
	項目	機能	必要性の総合評価	都	市計画公園	・緑地以外で本機能を代替できる手法があるか			
		防災		NO	YES				
	存在効果	環境		NO	YES				
みどりの効果		景観		NO	YES				
	利用効身	Ę		NO	YES				
	媒体効果	m!/		NO	YES				
	都市計画上の確認				YES				
			N.T.O.R. M. D. C. T. T. C. T.	I		_			

上記、代替性評価を踏まえ、都市計画公園種別の変更は必要か	NO	YES	

【実現性評価】未着手区域 現況土地利用状況別 評価

○○公園

※必要性が高く、代替性の無い区域について評価

土地利用状況	公民種別	買収難易度(コスト除く)	(地価及	(地価及び面積等 ス		評価 別度及びコ 村域におけ も順位を考 合評価)	評価理由
			大	小	高い	低い	
			大	/J\	高い	低い	
			大	小	高い	低い	
			大	/J\	高い	低い	
			大	小	高い	低い	
			大	小	高い	低い	

【誘導によるみどりの機能確保】

○○公園

※必要性低、あるいは代替機能有で廃止する未着手区域を評価

対象区域(現況土地利用により区分)	配慮の	D要否	理由	配慮が必要な場合の 対策案	備 考 (対策案の選定理由、クリアすべき 課題等)
	要	否			
	要	否			
	要	否			

8-3 評価カルテ(都市基幹公園等)(※実現性評価カルテは住区基幹公園等をご参照ください)

【必要性評価カルテ】

公園名称			対象区	域名			
			対象区域	战面積			ha
計画面積		ha	(うち市街化)	凋整区域)	(ha)
			対象区域記	·画決定	〇〇年〇〇月〇〇日		
開設面積		ha	土地利用	規制			
用放出很		па		一人あたり面	i積(㎡/人)		参考(府平均)
事業認可面積		ha	〇〇大阪 都市計画	都市	公園		
未着手面積		ha	区域	広域公園·	国営公園		
(うち市街化調整区域)	(ha)		都市	公園		
圏域人口		人	00市	住区基	幹公園		
交通アクセス			נווסט	都市基	幹公園		
文庫ナグビス				市街化区域	域の緑被率		

上位計画の位置づけ(関連する記述を記載)		
市町村総合計画・・・		
市町村都市計画マスタープラン・・・		
市町村緑の基本計画・・・		
市町村景観計画・・・		
市町村地域防災計画・・・		
その他計画・・・		
対象ブロックの施設計画		
当初の施設計画・・・・・・・・・		
現在の施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

◆必要性評	価(機能別))			必要性	必要性 高い			
項目	機能			評価内容	1530	価	根拠等	評価理由	総合評価
				広域避難地としての位置づけはあるか	NO	YES	【NOであれば「1-2」に進む】		
		広域 避難地	1-1	<u>現開設区域及び事業認可区域</u> の避難可能面積は必要面積を満たしているか	YES	NO			
				<u>現開設区域及び事業認可区域</u> は概ね10ha以上のまとまりを形成しているか	YES	NO			
		% ++₩		後方支援活動拠点としての位置づけはあるか	NO	YES	【NOであれば「1-3」に進む】		
	防災	後方支援 活動拠点	1-2	<u>現開設区域及び事業認可区域</u> の活用可能面積は必要面積を満たしているか	YES	NO			
	100			<u>現開設区域及び事業認可区域</u> は概ね50ha以上のまとまりを形成しているか	YES	NO			
		避難路	1-3	対象区域の整備は避難路を確保するために必要か	NO	YES			
		延焼遮断		対象区域の整備は延焼遮断に必要な幅員の確保に寄与するものか	NO	YES			
		周辺環境		周辺に木造住宅密集地域など、避難危険度の高い地域があるか	NO	YES			
		関連計画		防災上、上位計画や関連計画との整合を図るために <u>対象区域</u> の整備は必要か	NO	YES			
		***		対象区域の整備は新たなケールスポットの創出に寄与するものか	NO	YES			
		熱環境		対象区域を整備することで、みどりの風促進区域とのつながりがうまれるか	NO	YES			
存在效	果			熱環境マップでは類型2-③以下の熱負荷か	YES	NO			
	環境			対象区域に守るべき自然環境があるか	NO	YES	Farmer & Luffo our While I		
		自然環境	2-5	現開設区域及び事業認可区域は目標とする生物多様性を保全する規模を満たしているか 	YES	NO	【YESであれば「2-6」に進む】		
				<u>現開設区域及び事業認可区域、さらに対象区域を合わせて</u> 、目標とする生物多様性を保全する規模を満たすものか	NO	YES			
				対象区域の整備は河川や農地、その他のみどりとの一体性・ネットワーク性を確保するために必要か	NO	YES			
		関連計画	2-7	環境上、上位計画や関連計画との整合を図るために <u>対象区域</u> の整備(保全)は必要か	NO	YES			
		= ===	3-1	<u>対象区域</u> の整備は、現開設区域及び事業認可区域と合わせて一団のまとまりとして景観を高めるものか	NO	YES			
		景観の 要素	3-2	対象区域に守るべき貴重な景観や地域の歴史・文化等があるか	NO	YES			
			3-3	対象区域の整備は、鉄道や主要道路等からの眺望に資するものか	NO	YES			
みど	景観	1	2.4	対象区域の整備は、周辺の貴重な景観や地域の歴史・文化等の資源との一体性、ネットワーク性を確保するために必要か	NO	YES			
9		周辺景観							
効し効				対象区域 を廃止した場合に想定される新たな土地利用形態が、現在の周辺景観を阻害する可能性はあるか 	NO	YES			
果		関連計画	3-6	景観上、上位計画や関連計画との整合を図るために <u>対象区域</u> の整備あるいは保全が必要か	NO	YES			
		スポーツ・健康増進	4-1	対象区域の施設計画はスポーツ・健康増進等を目的としたものであるか。	NO	YES	【NOであれば「4-4」に進む】		
			4-2	<u>現開設区域</u> のスポーツ施設(陸上競技場、テニスコート、プールなど)は広域的に利用されているか	NO	YES			
		効果	4-3	対象区域の整備は、スポーツ施設(陸上競技場、テニスコート、プールなど)の広域需要に対して貢献するものか	NO	YES			
				周辺地域に圏域利用者の需要を満たす程度のスポーツ施設が存在する、あるいは設置計画が期待できるか	YES	NO			
	用効果	憩い・	4-4	対象区域のコンセプトは憩いや癒し効果を目的としたものであるか	NO	YES	【NOであれば「4-6」に進む】		
	スポーツ・ Jエーション)	癒し効果	4-5	対象区域の整備は、圏域の少子高齢化動向や利用者層の傾向に対応した施設(遊具、バーベキュー広場、遊歩道、芝生等)として、利用者の満足度上不可欠なものか	NO	YES			
	,_ ,_,	動向	4-6	対象区域の施設計画は、府民のニーズや社会経済情勢の変化において方向性の転換は必要か	YES	NO	【YESであれば転換すべき利用効果の項目に戻る		
				対象区域の整備は周辺緑地との歩行者系みどりのネットワーク形成に寄与するか	NO	YES	スポーツ・健康増進「4-2」「4-3」へ 顔い・癒し効果は「4-5」へ】		
		周辺環境							
		関連計画		対象区域の廃止により、現在の計画(ゾーニング、動線計画、施設計画等)に影響があるか	NO	YES			
			4-9	本機能上、上位計画や関連計画との整合を図るために <u>対象区域</u> の整備は必要か	NO	YES			
		商業	5-1	対象区域の整備は歴史・文化・観光振興などに貢献するものか	NO	YES			
		観光	5-2	対象区域は、集客イベント等の開催誘致にふさわしい環境であり、かつ整備により集客向上などに貢献するものか	NO	YES			
			5-3	対象区域において、大規模公園としてふさわしい集客施設(花の名所などアピール要素の高い目玉となる施設)を整備する計画があるか	NO	YES			
4	某体効果	福祉	5-4	対象区域の整備は、圏域の福祉施設入所者や高齢者等の心身の健康増進や生きがいづくりに貢献するものか	NO	YES			
	·観光·教育·	. 教育 文化	5-5	対象区域の整備は、圏域の子どもたちの自然体験や環境教育フィールドとしての環境整備に貢献するものか	NO	YES			
	文化等)	等	5-6	対象区域の整備は、市民活動などによる活動人数の増加、あるいは市民活動の活発化に効果が期待できるものか	NO	YES			
		13E 18E	5-7	<u>対象区域</u> の整備は、現開設区域及び事業認可区域の機能向上や公園へのアクセス性の向上など公園利用者の利便性の向上に貢献するものか	NO	YES			
		価値	5-8	対象区域の整備は、周辺環境と一体となって地域のブランドカ向上や経済効果をもたらすなど地域活性化につながるものか	NO	YES			
		関連計画		本機能上、上位計画や関連計画との整合を図るために対象区域の整備は必要か	NO	YES			
				<u>→</u> <u>対象区域</u> の廃止は、公園の配置計画に影響をもたらすものか	NO	YES			
		配置		対象区域は津波や浸水、土砂災害など自然災害の危険度が高い区域に位置するか	NO	YES			
				対象区域の都市計画を廃止することで市街地のスプロール化や環境低下を誘発する恐れがあるか	NO	YES			
都市計画	上の確認	市街地		対象区域を見直した場合、道路の移設など公園を取り巻く周辺市街地との整合を図る必要性があるか	NO	YES			
2 21		形成		対象区域の整備は、市街地の骨格を形成するなど、市街地を形成する上での重要な役割を担っているか	NO	YES			
			6-6	対象区域に隣接する都市計画道路が廃止されるなど、周辺の都市計画の変更により、未着手区域の必要性を低下させる動向があるか	YES	NO			
		関連計画		都市計画上、上位計画や関連計画との整合を図るために対象区域の整備あるいは保全が必要か	NO	YES			
				The second secon					

【代替機能評価カルテ】

対象ブロック名称	
計画面積	ha
開設面積	ha
事業認可面積	ha
未事業面積	ha
計画決定	〇〇年〇〇月〇〇日

◆代替性評価(機能別)

◆代替性評価(機能別)							
			代替性評価				
効果	機能	必要性の総合評価	対象ブロッ る手法があ	ク内におい 5るか	て、都市計画公園・緑地以外で本機能を代替でき		
存在効果	防災		No	Yes			
	環境		No	Yes			
	景観		No	Yes			
利用効果	スポーツ・ レクリエー ション		No	Yes			
媒体効果	商業・ 観光・ 教育・ 文化等		No	Yes			